

令和7年度 集団指導資料

介護保険法の居宅療養管理指導

薬局

福祉局指導監査部指導第一課
介護機関指導担当

今回の内容

1 運営編

- ◇ 基本方針
- ◇ 居宅療養管理指導を実施する場合の主な流れ

2 居宅療養管理指導費

- ◇ 薬局薬剤師が行う場合

3 まとめ

- ◇ 居宅療養管理指導費を請求する際の注意点

4 最後に

- ◇ より良いサービスの提供に向けて

1 運営編

◇ 基本方針

◇ 居宅療養管理指導を実施する場合の主な流れ

◇ **基本方針** (※利用者が要介護認定を受けている場合) 【居宅条例第89条】

指定居宅療養管理指導の事業は、

利用者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士等（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。）

又は管理栄養士が、

通院が困難な利用者に対して、

居宅を訪問して、心身の状況、置かれている環境等を把握し、

それらを踏まえて**療養上の管理及び指導**を行うことにより、

利用者の**療養生活の質の向上を図る**ものでなければならない。

◇ 居宅療養管理指導を実施する場合の主な流れ

- ◆ 介護保険の被保険者証を確認
- ◆ 重要事項説明書の交付、説明及び同意
- ◆ 契約の締結
- ◆ 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供（居宅サービス計画が作成されている場合）
- ◆ 介護報酬にかかる利用料自己負担分の利用者からの受領及び領収証の発行

<重要事項説明書の交付、説明及び同意>

【居宅条例第97条(準用第12条)】
【条例施行要領第3の一の3の(8)準用】

居宅療養管理指導の提供の開始に際し、あらかじめ、
利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、勤務体制、
その他の利用申込者のサービスの選択に資する**※重要事項を記した文書**
を交付して説明を行い、利用申込者の**同意**（書面で確認）を得なければ
ならない。

※ 重要事項説明書の記載事項

運営規程の概要、**従業員等の勤務体制**、事故発生時の対応、
苦情処理の体制、その他利用申込者がサービスを選択するために必要な
重要事項

【居宅条例第90条、第97条(第11条準用)】

【居宅規則第15条】

【条例施行要領第3の一の3の(6)準用】

＜従業員等の勤務体制＞

ア 人員基準（薬局である指定居宅療養管理指導事業所）

薬剤師 **1人以上**

イ 勤務表

月ごとに作成

日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別、兼務関係を

明確に記載 ⇒ 人員基準を満たすことが確認できるように作成する。

ウ サービスを提供する者

雇用契約等により、「管理者の指揮命令下にある」従業員

によって、サービスを提供することが必要

<居宅サービス計画に沿ったサービスの提供>

【居宅条例第97条(第17条、第20条、第69条準用)】

- ◆ 利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、
心身の状況、病歴、置かれている環境、他の保健医療サービス
又は**福祉サービスの利用状況等**の把握に努める。
- ◆ **居宅サービス計画**に沿った提供を行う（居宅サービス計画が作成されている場合）。
- ◆ 提供に当たっては、**居宅介護支援事業者等との密接な連携**に努めなければならない。提供の終了に際しては、**主治の医師又は歯科医師、当該利用者**
に係る**居宅介護支援事業者に対する情報の提供**並びに**保健医療サービス又は**
福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

<利用料等の受領>

【居宅条例第93条】

【条例施行要領第3の一の3の(17)準用】

- ◆ 法定代理受領サービスに該当する指導を提供した際、利用者から利用料の一部として、居宅介護サービス費用基準額の**1割、2割又は3割**の支払を受けなければならない。
- ◆ 居宅療養管理指導は、その提供に要する**交通費の額**の支払を利用者から受けることができる。
この場合、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について**説明**を行い、当該利用者の**同意**を得なければならない。

2 居宅療養管理指導費

◇ 薬局薬剤師が行う場合

居宅療養管理指導費(薬局薬剤師が行う場合)

【告示第19号別表5ハ注1】
【老企第36号第2の6(1)、(4)①】

居宅療養管理指導事業所の**薬剤師**が、**医師又は歯科医師の指示**に基づき、**薬学的管理指導計画**を策定し、**通院が困難な在宅の利用者の居宅**を訪問して、下記内容を行った場合に算定する。

- ◆ **薬学的管理指導**（薬歴管理、服薬指導、薬剤服用状況及び薬剤保管状況の確認等）を行い、**利用者又はその家族等**に対して、提供した指導の内容を積極的に**文書等にて提出**するよう努め、速やかに**薬剤服用歴の記録**を作成する。
- ◆ **医師又は歯科医師に報告した上で、介護支援専門員（ケアマネジャー）**に対する居宅サービス計画（ケアプラン）の作成等に**必要な情報提供**を行う。

<安易に算定してはならない対象者>

× **通院が可能な者** × **継続的な指導等の必要のない者**

（例えば、少なくとも独歩で家族・介助者等の助けを借りずに通院ができる者。やむを得ない事情がある場合を除く。）

1 医師または歯科医師の指示



**× 医師または歯科医師の指示がない場合は算定できないので
注意すること**

＜医師又は歯科医師の記載事項＞

- ①薬剤師への指示事項
- ②実施後の薬剤師からの報告による留意事項

＜記載方法＞

- ア 医療保険の診療録に記載することとしてもよいが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにする。
- イ 薬局薬剤師による訪問結果についての必要な情報提供についての文書は、診療録に添付する等により保存する。

2 薬剤師が策定する「薬学的管理指導計画」

(策定方法)

処方医からの情報提供等に基づき、又は必要に応じ処方医と相談するとともに、**他の医療関係職種と情報を共有しながら、利用者の心身の特性及び処方薬剤を踏まえ策定**

(記載事項)

薬剤の管理方法、処方薬剤の副作用、相互作用等を確認した上、実施すべき指導の内容、利用者宅への訪問回数、訪問間隔等

(留意事項)

薬剤服用歴の記録に添付する等により保存する。
原則として、利用者の**居宅を訪問する前**に策定する。
訪問後、**新たに得られた利用者の情報を踏まえ計画を見直す。**
処方薬剤の変更があった場合及び他職種から情報提供を受けた場合にも適宜見直しを行う。

3 薬剤師が行う居宅療養管理指導

薬剤服用歴に少なくとも以下のア～セについて記載しなければならない。

- ア 利用者の基礎情報
- イ 処方及び調剤内容
- ウ 利用者の体質、アレルギー歴、副作用歴、薬学的管理に必要な利用者の生活像等
- エ 疾患に関する情報として、既往歴、合併症の情報、他科受診において加療中の疾患
- オ オンライン資格確認システムを通じて取得した患者の薬剤情報又は特定健診情報等
- カ 併用薬等の情報及び服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況等
- キ 服薬状況（残薬の状況を含む。）
- ク 副作用が疑われる症状の有無及び利用者又はその家族等からの相談事項の要点
- ケ 服薬指導の要点
- コ 訪問の実施日、訪問した薬剤師の氏名
- サ 処方医から提供された情報の要点
- シ 訪問に際して実施した薬学的管理の内容
- ス 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点
- セ 処方医以外の医療関係職種との間で情報を共有している場合の提供された情報の要点
及び提供した訪問結果に関する情報の要点

居宅療養管理指導費(薬局薬剤師が行う場合)



以下事例のような場合は、算定できないので、注意すること。

- × 薬を届けるだけで、薬剤師による**服薬指導等が行われていない**。
(施設職員へ薬を渡すだけの場合も含む。)
- × **薬学的管理指導計画が未策定、薬剤服用歴の記録が未記載のまま、介護報酬を請求している。**

4 情報提供

① ケアマネジャーに対する情報提供

- ✓ 医師または歯科医師に報告した上で、ケアプランの作成等に必要の情報提供を行う。



× ケアマネジャーに対する情報提供がない場合は、算定できないので注意すること。

- ✓ ケアマネジャーによるケアプランの作成が行われていない場合

⇒ 利用者が他の介護サービスを利用している場合は、必要に応じて、利用者又は家族の同意を得た上で、当該他の介護サービス事業者等に、介護サービスを提供する上での情報提供及び助言を行う。

② 指示を行った医師又は歯科医師に対する情報提供

- ✓ 訪問結果について必要な情報提供を**文書で行う**。
- ✓ 必要に応じて、社会生活面の課題にも目を向けた地域社会における様々な支援につながる情報を把握し、関連する情報を提供するよう努める。
- ✓ 利用者に投薬された医薬品について、
 - ア「**医薬品緊急安全性情報**」
 - イ「**医薬品・医療機器等安全性情報**」を知ったときは、原則として**速やかに当該情報を文書により主治医に提供**するとともに、主治医に相談の上、必要に応じ、**薬学的管理指導**を行う。

③ 処方医以外の医療関係職種に対する情報提供

必要に応じて、指導の結果及び療養上の指導に関する留意点について情報提供する。

④ 関連事業者等に対する情報提供

利用者の服薬状況や薬剤の保管状況に問題がある場合等、その改善のため訪問介護員等の援助が必要と判断される場合、情報提供及び必要な助言を行う。

5 その他留意事項 (令和6年度追加)



「多職種連携推進のための在宅患者訪問薬剤管理指導ガイド」

利用者の居宅への訪問時における薬学管理指導や多職種連携に当たっての留意点については、「多職種連携推進のための在宅患者訪問薬剤管理指導ガイド」等を参照する。また、医師、ケアマネジャー等への情報提供については、ガイド及びガイド別添の報告様式、お薬問診票及び薬学的評価シートを参考に行う。

居宅療養管理指導費(薬局薬剤師が行う場合)

【告示第19号別表5八注1】
【老企第36号第2の6(4)④】
【厚労告第94号10】

6 算定

✓ 薬局の薬剤師が行う場合 1月に4回を限度として算定

① 単一建物居住者1人に対して行う場合	518単位
② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	379単位
③ ①及び②以外の場合	342単位

※請求明細書の
摘要欄に訪問日
を記入する。

ただし、次のいずれかに該当する者に対しては、**1週に2回**、かつ、**1月に8回を限度**として算定

- イ 末期の悪性腫瘍の者
- ロ 中心静脈栄養を受けている者
- ハ 注射による麻薬の投与を受けている者 (令和6年度追加)

- ✓ 月2回以上算定する場合は、算定する日の間隔は6日以上
(がん末期患者又は中心静脈栄養若しくは注射による麻薬の投与を受けている者に対するものを除く。)

7 情報通信機器を用いた服薬指導

- ◆ 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、情報通信機器を用いた服薬指導（居宅療養管理指導と同日に行う場合を除く。）を行った場合は、前スライドの算定と合わせて、**1月に4回に限り、46単位を算定**する。
- ◆ がん末期患者、中心静脈栄養及び注射による麻薬の投与を受けている者については、前スライドの算定と合わせて、**1週に2回、かつ、1月に8回を限度**として、**46単位を算定**する
- ◆ **月2回以上算定する場合は、算定する日の間隔は6日以上**（がん末期患者又は中心静脈栄養若しくは注射による麻薬の投与を受けている者を除く。）

※ 当算定を行う場合は、麻薬管理指導加算、特別地域居宅療養管理指導加算、中山間地域等における加算、医療用麻薬持続注射療法加算及び在宅中心静脈栄養法加算は算定できない。

✔ 情報通信機器を用いた服薬指導を行う場合の留意点

- ◆ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する**法律施行規則**（昭和36年厚生省令第1号）及び**関連通知に沿って実施すること。**
- ◆ 当該居宅療養管理指導の**指示を行った医師に対して、情報通信機器を用いた服薬指導の結果について必要な情報提供を文書で行うこと。**
- ◆ 利用者の薬剤服用歴を経時的に把握するため、**原則として、手帳により薬剤服用歴及び服用中の医薬品等について確認すること。**
また、利用者が服用中の医薬品等について、利用者を含めた関係者が一元的、継続的に確認できるよう**必要な情報を手帳に添付又は記載すること。**
- ◆ 薬剤を**利用者宅に配送する場合は、その受領の確認を行うこと。**

8 他の医療機関又は薬局との関係

- ・ 現に**他の医療機関又は薬局の薬剤師**が居宅療養管理指導を行っている場合は、**居宅療養管理指導費は、算定しない。**
- ・ ただし、居住地の変更等により、サービスが受けられなくなった場合にはこの限りでない。
この場合においても、以前指導を行っていた医療機関又は薬局から利用者の情報を適切に引き継ぐと共に、1月の居宅療養管理指導算定回数の上限を超えないよう調整すること。 **(令和6年度追加)**
- ・ 上記にかかわらず、居宅療養管理指導を行っている保険薬局（以下「在宅基幹薬局」という。）が連携する他の保険薬局（以下「在宅協力薬局」という。）が、一定の要件のもとで、在宅基幹薬局に代わって指導を行った場合は算定できる。

居宅療養管理指導費(薬局薬剤師が行う場合)

【告示第19号別表5ハ注3】

【老企第36号第2の6(4)⑫⑬】

＜麻薬管理指導加算＞ 1回につき100単位 (令和6年度追加)

✓ 対象者

疼痛緩和のために麻薬の投薬が行われている利用者

✓ 算定要件

- ・ 定期的に、麻薬の服用状況、残薬の状況及び保管状況について確認し、残薬の適切な取扱方法を含む保管取扱い上の注意事項等に関し必要な指導を行うとともに、麻薬による鎮痛効果や副作用の有無の確認を行う。
- ・ 処方せん発行医に対して必要な情報提供を行う（薬局薬剤師の場合）。
- ・ 薬剤服用歴に、少なくとも次の事項を記載する。

ア 訪問に際して実施した麻薬に係る薬学的管理指導の内容

イ 訪問に際して行った患者及び家族への指導の要点

ウ 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点

エ 利用者又は家族から返納された麻薬の廃棄に関する事項

※ <情報通信機器を用いた服薬指導> を算定している場合には、算定できない。

居宅療養管理指導費(薬局薬剤師が行う場合)

【告示第19号別表5八注7】
【老企第36号第2の6(4)⑰】
【厚労告第96号4の5】

＜医療用麻薬持続注射療法加算＞ 1回につき250単位 (令和6年度追加)

- ✓ **施設基準** (1) 麻薬小売業者の免許を受けていること。
(2) 高度管理医療機器の販売業の許可を受けていること。
- ✓ **対象者** 在宅で医療用麻薬持続注射療法を行っている患者又はその家族等
- ✓ **算定要件**
 - ・ 麻薬の投与、残液及び保管状況を確認し、保管取扱い上の注意等に関し必要な指導を行う。
 - ・ 麻薬による鎮痛等の効果や患者の服薬中の体調の変化の有無を確認し、薬学的管理及び指導を行う。処方医に対して必要な情報提供を行う。
 - ・ 高度管理医療機器について危害の発生の防止に必要な措置を講ずる。
 - ・ 処方医以外の医療関係職種に対しても、保管取扱い上の注意等情報提供する。
 - ・ 薬剤服用歴に、少なくとも次の事項を記載する。
 - ア 麻薬に係る薬学的管理指導の内容、イ 患者又はその家族等への指導の要点、ウ 処方医に提供した訪問結果の要点、エ 返納された麻薬の廃棄に関する事項

※ <情報通信機器を用いた服薬指導又は麻薬管理指導加算> を算定している場合には、算定できない。

居宅療養管理指導費(薬局薬剤師が行う場合)

【告示第19号別表5ハ注8】

【老企第36号第2の6(4)⑱】

【厚労告第96号4の6】

<在宅中心静脈栄養法加算> 1回につき150単位 (令和6年度追加)

- ✓ **施設基準** 高度管理医療機器の販売業の許可を受けていること、又は管理医療機器の販売業の届出を行っていること
- ✓ **対象者** 在宅中心静脈栄養法を行っている患者
- ✓ **算定要件** ・ **患者の状態、投与環境**その他必要な事項等の**確認**を行う。
 - ・ 患者又はその家族等に**保管方法、配合変化防止に係る対応方法**等の必要な**薬学的管理指導**を行い、**処方医**に対して必要な**情報提供**を行う。
 - ・ **2種以上の注射薬が同時に投与される場合**、必要に応じて、**処方医以外の医療関係職種**に対しても、**注射剤に係る配合変化に関する留意点、輸液バッグの遮光の必要性**等について**情報提供**する。
 - ・ **薬剤服用歴等に、少なくとも次の事項を加えた記載が必要。**
 - ア 在宅患者中心静脈栄養法に係る**薬学的管理指導**の内容、イ 患者・家族への**指導の要点**、ウ 処方医及び関係する医療関係職種に対して提供した**訪問結果、輸液製剤の保管管理**に関する**情報の要点**

※ <情報通信機器を用いた服薬指導> を算定している場合には、算定できない。

3 まとめ

◇ 居宅療養管理指導費を
請求する際の注意点

<まとめ> 居宅療養管理指導費を請求する際の注意点

- ※ 介護報酬の居宅療養管理指導費は、**次の場合には請求できません。**
 - ア 対象者が**通院可能な者、継続的な指導等の必要のない者**である場合
(やむを得ない事情がある場合を除く)
 - イ **規定の訪問回数を超えた算定、間隔日数を下回る算定**
 - ウ **医師又は歯科医師の指示がない場合**
 - エ **ケアマネジャーへの情報提供がない場合 (ケアプランが作成されている場合)**
 - オ **他の医療機関又は薬局の薬剤師が居宅療養管理指導を行っている場合**
 - カ **薬を届けるだけで、服薬指導等が行われていない場合**
 - キ **このほか報酬算定の要件を満たさない場合 (薬学的管理指導計画未策定、
薬剤服用歴未記載など)**
- ※ 報酬請求の根拠となる**記録等が不十分な場合には、返還を求められる場合があります。ご注意ください。**

4 最後に

◇ より良いサービスの提供に向けて

<最後に> より良いサービスの提供に向けて

◆ 法令・基準を確認する習慣をつくる

自己点検票などを活用し、法令・基準を確認する。

(自己点検票は、運営基準及び算定基準に係る各項目について各事業者が自主的に点検し、事業の適正な運営に資することを目的として作成し、東京都福祉局のホームページにおいて公開しています。)

◆ 各種計画に基づいてサービスを提供する

◆ 記録・保存の必要性・重要性を認識する

⇒ より良いサービスの心掛けをお願いします！！

関係法令の正式名称（運営編）

◆居宅条例

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
(平成24年10月11日付条例第111号)

◆居宅規則

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則
(平成24年10月11日付規則第141号)

◆条例施行要領

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領(平成25年3月29日付24福保高介第1882号)

関係法令の正式名称（居宅療養管理指導費）

◆告示19号

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準
(平成12年2月10日付厚生省告示第19号)

◆老企第36号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
(平成12年3月1日老企第36号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

◆厚劳告第94号

厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等
(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)

◆厚劳告第96号

厚生労働大臣が定める施設基準
(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)